

松山ユニバーサル・ツーリズム推進事業 宿泊助成金交付要領

令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 松山ユニバーサル・ツーリズム分科会（以下「分科会」という。）は、松山市内のホテル及び旅館等（以下「宿泊施設」という。）に宿泊する修学旅行に対し、松山ユニバーサル・ツーリズム推進事業助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校または、特別支援学校の指定する事業者等とする。

(助成対象及び助成金額)

第3条 助成金の交付の対象は、特別支援学校の学校行事として行われる修学旅行において、松山市で宿泊を伴うものとする。

2 助成金は、別表に従い、予算の範囲内で助成金を交付する。なお、予算を超過する恐れがある場合は、第6条の交付決定を行わない場合がある。

(助成金対象期間)

第4条 助成金対象期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとし、出発日を基準に決定する。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成金の対象となる修学旅行の出発日の30日前までに申請を行わなければならない。ただし、代表者が認めた場合はこの限りではない。

2 助成金対象者は、分科会代表者（以下「代表者」という。）に、次の各号に定める書類を各1部提出しなければならない。

- (1) 助成金交付申請書（様式第1号）
- (2) 計画時点の修学旅行日程表
- (3) 宿泊先の利用予約が確認できる書類
- (4) その他代表者が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 助成金交付の適正を期するため、代表者は、前条に規定する申請の内容について審査し、助成金交付の適否について、助成金交付決定通知書（様式第2号）で通知するものとする。

(助成事業の変更承認申請)

第7条 前条に規定する助成金の交付決定を受けた助成対象者は、助成金の交付決定を受けた事業の内容を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ助成金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を代表者に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更については、この限りではない。

2 代表者は前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金変更（中止）承認書（様式第4号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第8条 第6条に規定する助成金の交付決定及び前条に規定する助成金の変更承認を受けた助成対象者は、旅程の最終日の翌日から30日以内に、次の各号に定める書類を代表者に報告しなければならない。ただし、代表者が認めた場合はこの限りではない。

- （1） 助成金実績報告書（様式第5号）
- （2） 修学旅行日程表
- （3） 宿泊先の利用が確認できる書類
- （4） 各加算の利用が確認できる書類
- （5） その他代表者が必要と認める書類

（助成金の額の確定及び通知）

第9条 代表者は前条に規定する書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金交付確定通知書（様式第6号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第10条 前条の規定により、助成額の確定通知を受けた助成対象者は、助成金請求書（様式第7号）を代表者に提出しなければならない。ただし、助成対象者が別に作成する請求書が支払いに必要な事項を記載していた場合はこの限りではない。

2 代表者は、請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するよう努めるものとする。

（助成金の交付決定の取り消し）

第11条 代表者は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 助成対象者が、虚偽その他不正な手段により助成金を受領した場合。
- （2） 助成対象者が、助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合。
- （3） 助成対象者が、旅程の最終日の翌日から30日以内に、第8条に規定する書類を提出しない場合。
- （4） その他代表者が特別の理由があると認めたとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 代表者は、第1項の場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されていたときは、期限を定めてその返還を求めることができる。

(助成金の経理)

第12条 助成対象者は、当該事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、助成事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(補 則)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、代表者が定める。

(附 則)

1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

		助成条件	助成額（1校あたり）
基本額		松山市内での宿泊	20,000円
加算額	松山市内の体験プログラム加算	分科会が実施する特別ガイド、 その他代表者が認める	10,000円
	手ぶら観光サービス利用加算	配送元もしくは配送先のいずれかに松山市内宿泊施設が含まれるもの。※1	利用金額合計 (上限10,000円まで)

※1 出発地や交通結節点、宿泊施設から荷物配送サービスを利用した場合に加算。